昭和二十四年法律第百九十三号

目次

第二章 第一章 総則(第 一条・第二条)

第三章 水防組織 水防活動(第九条―第三十二条の三) (第三条-第八条)

指定水防管理団体(第三十三条—第三 十五条)

第六章 第五章 費用の負担及び補助 水防協力団体(第三十六条—第四十 (第四十一条 | 第

第七章 四十四条)

第八章 附則 罰則(第五十二条—第五十五条)

(目的) 第一 章 総則

第一条 この法律は、洪水、 することを目的とする。 による被害を軽減し、もつて公共の安全を保持 高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれ一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一 と又は下水道その他の排水施設から河川その他 きないことによる出水をいう。 の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除で その他の排水施設に当該雨水を排除できないこ 時的に大量の降雨が生じた場合において下水道 7

2 この法律において「水防管理団体」とは、次 事務組合」という。) 若しくは水害予防組合を 別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事 務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防 条の規定により水防の責任を有する市町村(特

管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理管理団体である市町村の長又は水防事務組合の この法律において「水防管理者」とは、水防

織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九・この法律において「消防機関」とは、消防組 条に規定する消防の機関をいう。

本部を置かない市町村にあつては消防団の長を 防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防 この法律において「消防機関の長」とは、消

6 必要な監視、 この法律において「水防計画」とは、水防上 警戒、 通信、 連絡、 輸送及びダム 第三条の三

力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整 をいう。第七条第三項において同じ。)及び同準用する場合を含む。)に規定する河川管理者六十七号)第七条(同法第百条第一項において 備及び運用に関する計画をいう。 者をいう。第七条第四項において同じ。)の協 法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理 十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同 和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭行う場合における当該都道府県知事又は当該指 市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区 県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六 法第九条第二項又は第五項の規定により都道府 な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百 おける協力及び応援、水防のための活動に必要 定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二 間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する 十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都 第一項の規定により指定された水防協力団体を 一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を 一の水防管理団体と他の水防管理団体との間に 以下第四章までにおいて同じ。)の活動、 2 は、その廃止の日において有する水防の用に供

8 あるとき、水防を行う必要がある旨を警告して 津波又は高潮によつて災害が発生するおそれが 行う発表をいう。 この法律において「水防警報」とは、洪水、 係、験潮儀その他の水位観測施設をいう。 この法律において「量水標等」とは、量水

第二章 水防組織

第三条 市町村は、その区域における水防を十分 ついては、この限りでない。合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域に に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組 (水防事務組合の設立) (市町村の水防責任)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で 当であると認められる場合においては、関係市 区域を定め、水防事務組合を設けなければなら 被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う 町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による 前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適

水防事務組合が設けられる場合の特別措置) (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする 水害予防組合法(明治四十一年法律

又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水 消防機関及び水防協力団体(第三十六条 処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃これらの財産に係る負債以外の財産及び負債の られるときは、都道府県知事は、同条第三項の 止することができる。 有する財産及び負債のうち水防の用に供せら 規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その 防管理団体として引き続き水防事務組合が設け れ、又は供せられる予定となつている財産及び 県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合 一部について、当該水害予防組合に代るべき水 前項の規定により廃止される水害予防組合 .おいて、当該水害予防組合の区域の全部又は

を完了するまで、なお存続するものとみなす。 この場合においては、当該水害予防組合は、当 財産に係る負債を引き受けなければならない。 囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継 該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範 組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される 務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務 務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事 合においては、当該水害予防組合と関係水防事 が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域 予防組合の区域について二以上の水防事務組合 合においては、当該水防事務組合に、当該水害 う区域とする一の水防事務組合が設けられる場 を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行 せられ、又は供せられる予定となつている財産 の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場 (水防事務組合の議会の議員の選挙)

規約で定めるところにより、関係市町村の議会第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合 村の議会において選挙される議員の数の二分の者のうちから選挙される議員の数は、当該市町 る。この場合において、市町村の長が推薦した が推薦した者のうちから選挙することができ る者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意 を有する者で水防に関し学識経験があり、かにおいて、当該市町村の議会の議員の被選挙権 があると認められるものにつき当該市町村の長 り、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有す められるときは、組合規約で定めるところによ 挙するものとする。ただし、数市町村にわたる 水防上の特別の利害を調整する必要があると認 をこえてはならない。 熱意があると認められるもののうちから選

第五十号)第十五条第一項の規定により都道府 2 選挙される議員の数は、 前項の規定により関係市町村の議会において 水防事務組合の行う事

> の割合を勘案して定めるものとする。 業による受益の割合及び防護すべき施設の延長 (水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に 案して定めるものとする。 対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘

(都道府県の水防責任)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重 第三条の六 都道府県は、その区域における水防 大な関係のある水防管理団体を指定することが 保すべき責任を有する。 管理団体が行う水防が十分に行われるように確 (指定水防管理団体)

(水防の機関)

できる。

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するた め、 水防団を置くことができる。

2 団を置かなければならない。 ことができないと認める場合においては、 内にある消防機関が水防事務を十分に処理する (以下「指定管理団体」という。) は、その区域 前条の規定により指定された水防管理団

3 管理者の所轄の下に行動する。 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防

(水防団)

第六条 水防団は、 て組織する。 水防団長及び水防団員をもつ

2 決で定める。 する事項は、市町村又は水防事務組合にあつて 及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関 は条例で、 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団 水害予防組合にあつては組合会の

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により 害を補償しなければならない。 その者の遺族がこれらの原因によつて受ける損 長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令 しくは障害の状態となつたときは、当該水防団 公務による負傷若しくは病気により死亡し、若 死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は 合会の議決で定めるところにより、その者又は にあつては条例で、水害予防組合にあつては で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合 組

2 ければならない の福祉に関して必要な事業を行うように努め 該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族 前項の場合においては、水防管理団体は、

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のも 者の遺族)に退職報償金を支給することができ り、その者(死亡による退職の場合には、その 合にあつては組合会の議決で定めるところによ は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組 は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又 のが退職した場合においては、当該水防団長又 7

(都道府県の水防計画)

- 変更しなければならない。 討を加え、必要があると認めるときは、これを を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検 の円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画 都道府県知事は、水防事務の調整及びそ 2 4 3
- たものでなければならない。 する者の安全の確保が図られるように配慮され る水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事 都道府県の水防計画は、津波の発生時におけ 5
- 同意を得なければならない。 いて、あらかじめ、河川管理者に協議し、その 事項を記載しようとするときは、当該事項につ 水防のための活動に河川管理者の協力が必要な 河川管理者の参加その他の水防管理団体が行うによる河川に関する情報の提供、水防訓練への 府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。) の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道 第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川 五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法 規定により都道府県知事又は地方自治法第二百 河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に
- 載しようとする場合について準用する。 県の水防計画に水防管理団体が行う水防のため の活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府
- 会議とする。)に諮らなければならない。 三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十 (次条第一項に規定する都道府県水防協議会を るときは、あらかじめ、都道府県水防協議会 道府県の水防計画を定め、又は変更しようとす 都道府県知事は、第一項の規定により当該都 い、これを設置しない都道府県にあつては、 2
- 6 該都府県の水防計画を定め、 二以上の都府県に関係する水防事務について 関係都府県知事は、あらかじめ協定して当 国土交通大臣及び

たときは、その要旨を公表するよう努めるもの り当該都道府県の水防計画を定め、又は変更し た水防計画の変更についても、同様とする。 消防庁長官に報告しなければならない。報告し 都道府県知事は、第一項又は前項の規定によ

3

(都道府県水防協議会)

とする。

|第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重 要な事項を調査審議させるため、都道府県に都 道府県水防協議会を置くことができる。

- 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関
- に対して意見を述べることができる。 て組織する。 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつ
- ら都道府県知事が命じ、又は委嘱する。 る団体の代表者及び学識経験のある者のうちか は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のあ 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員
- める。 会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長 岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必 られる箇所があるときは、直ちに当該河川、海 設 は、 要な措置を求めなければならない。 同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認め する津波防護施設をいう。以下この条において 十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定 (津波防災地域づくりに関する法律 (平成二 随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施

(国の機関が行う洪水予報等)

|第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪 府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送 ときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道 水、津波又は高潮のおそれがあると認められる 機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下 一般に周知させなければならない。 「報道機関」という。)の協力を求めて、これを

長官と共同して、洪水のおそれがあると認めら たる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水 いては水位若しくは流量又ははん濫により浸水 れるときは水位又は流量を、はん濫した後にお あるものとして指定した河川について、気象庁 により国民経済上重大な損害を生ずるおそれが 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわ

する区域及びその水深を示して当該河川の状況 周知させなければならない。 を関係都道府県知事に通知するとともに、必要 に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に

受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつて 水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その 計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量 受けた場合においては、直ちに都道府県の水防 しなければならない。 は、洪水又は高潮に係る事項に限る。) を通知 都道府県知事は、前二項の規定による通知を

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 を一般に周知させなければならない。 るおそれがあるものとして指定した河川につい 積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ず 水防管理者及び量水標管理者に通知するととも 量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める 気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流 て、洪水のおそれがあると認められるときは、 より国土交通大臣が指定した河川以外の流域面 に、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これ 都道府県知事は、前条第二項の規定に

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし ようとするときは、気象庁長官に協議するもの とする。

(情報の提供の求め等)

|第十一条の二 | 都道府県知事は、前条第一項の規 提供を求めることができる。 洪水のおそれを予測する過程で取得したものの通大臣が指定した河川について国土交通大臣が 報であつて、第十条第二項の規定により国土交 及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情 認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知 定による通知及び周知を行うため必要があると

3 2 象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第 県知事及び気象庁長官に提供するものとする。 つたときは、同項に規定する情報を当該都道府 十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。 前項の規定による情報の提供については、気 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあ

(水位の通報及び公表)

者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のお第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理 若しくは第十一条第一項の規定による通知を受 それがあることを自ら知り、又は第十条第三項 けた場合において、量水標等の示す水位が都道 府県知事の定める通報水位を超えるときは、 そ

> ところにより、関係者に通報しなければならな の水位の状況を、都道府県の水防計画で定める

2 計画で定めるところにより、公表しなければな るときは、その水位の状況を、都道府県の水防 知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超え る災害の発生を警戒すべきものとして都道府県 報水位を超える水位であつて洪水又は高潮によ は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の 都道府県の水防計画で定める量水標管理

係る水位情報の通知及び周知) (国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規 協力を求めて、これを一般に周知させなけれ 事に通知するとともに、必要に応じ報道機関 該河川の水位又は流量を示して関係都道府県 河川の水位がこれに達したときは、その旨を当 位をいう。次項において同じ。)を定め、当該 洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であ それがあるものとして指定した河川について、 第九条第二項に規定する指定区間外の一級河 ならない。 で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるお により指定した河川以外の河川のうち、河川 つて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水 ばの

2 なければならない。 水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量 定した河川について、洪水特別警戒水位を定 第五条第一項に規定する二級河川で洪水により 第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指 道機関の協力を求めて、これを一般に周知させ め、当該河川の水位がこれに達したときは、そ 相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指 定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第 の旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに 二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条

3 その受けた通知に係る事項を通知しなければな 受けた場合においては、直ちに都道府県の水防 計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、 都道府県知事は、第一項の規定による通知を

係る水位情報の通知及び周知 (都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が 管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号

量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び 報道機関の協力を求めて、これを一般に周知さ の旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当 該排水施設等の水位がこれに達したときは、そ じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当 面までの高さをいう。以下この条において同 水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水 定したものについて、雨水出水特別警戒水位 相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指 以下この条において同じ。)で雨水出水により 補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。 て同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを 路をいう。以下この条及び第十四条の二におい 流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水 (雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき に規定する公共下水道、同条第四号に規定する

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の 医士三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の 医域内に存する海岸で高潮により相当な損害を 生ずるおそれがあるものとして指定したものに ついて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える 水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒 すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位 がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位 を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定 める水防管理者及び量水標管理者に通知すると ともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、 これを一般に周知させなければならない。

都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一二第一項若しくは前条の規定により通知をした「一項の規定により通知をした「中の規定により通知をした国土交通大臣又は「第十三条の四」第十条第二項若しくは第十三条第(関係市町村長への通知)

(洪水浸水想定区域) 通知に係る事項を通知しなければならない。 示の判断に資するため、関係市町村の長にその 同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指 項の規定による避難のための立退きの指示又は

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模の降雨であつて国土交通省令で定めると連に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとす。

第十条第二項又は第十三条第一項の規定に

指定した河川
法律第七十七号)第三条第一項の規定により
法律第七十七号)第三条第一項の規定により

もの
して国土交通省令で定める基準に該当する
して国土交通省令で定める基準に該当する
ち洪水による災害の発生を警戒すべきものと
第二項に規定する指定区間外の一級河川のう
一 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条

により指定した河川 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定

特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸 がした場合に想定される水深その他の国土交通

は第二項の規定による指定をしたときは、国土4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又

交通省令で定めるところにより、前項の国土交

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県がを防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水・を排除できなくなつた場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設が、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水ら河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水出水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

る排水施設第十三条の二第一項の規定による指定に係

施設を対所に存する公共下水道等の排水害対策区域内に存する公共下水道等の排水下水道法第二十五条の二に規定する浸水被

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第三項若しく条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設の指三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交る災害の発生を警戒すべきものとして国土交の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、地災による指定に係るポンプ施設と雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合で浸水が想定される区域を雨水出水なった場合に浸水が想定される区域を雨水出水なった場合に浸水が想定される区域を雨水出水を防止する。

る排水施設 第十三条の二第二項の規定による指定に係

施設 害対策区域内に存する公共下水道等の排水 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被

道等の排水施設(同条第五項において準用する場合を含む。)(同条第五項において準用する場合を含む。)

の排水施設 前三号に掲げるもののほか、雨水出水によい 前三号に掲げるもののほか、雨水出水によい 前三号に掲げるもののほか、雨水出水によ

る。 で定める事項を明らかにしてするものとすがした場合に想定される水深その他の国土交通が二項の規定による指定は、指定の区域、浸

3

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第ればならない。

(高潮浸水想定区域) よる指定の変更について準用する。 が二項の規定は、第一項又は第二項の規定に

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水程定区域として指定するものとする。

定める基準に該当するもの区域内に存する海岸のうち高潮による災害の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の所見により指定した海岸の手に系の三の規定により指定した海岸

したときは、国土交通省令で定めるところによる 都道府県知事は、第一項の規定による指定を

るとともに、関係市町村の長に通知しなければ 前項の国土交通省令で定める事項を公表す

変更について準用する 前二項の規定は、第一項の規定による指定の

確保及び浸水の防止のための措置) (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十 域防災計画をいう。以下同じ。)において、少画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地区域の指定があつたときは、市町村地域防災計指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定 からの申出があつた場合に限る。 項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者 第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事 げる事項について定めるものとする。ただし、 想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲 なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水 は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の 水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しく 四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸 村の長とする。次項において同じ。)は、第十 これを設置しない市町村にあつては、当該市町 六条第一項に規定する市町村防災会議をいい 2 地域防災計画において同項第四号に掲げる事項 Ŧi.

次項において同じ。) の伝達方法 水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。 情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪 府県知事又は市町村長が通知し又は周知する 第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第 県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条 又は第十一条第一項の規定により気象庁長 十三条の三の規定により国土交通大臣、都道 官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項

他の避難経路に関する事項 避難施設その他の避難場所及び避難路その

高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は 水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をい 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出

う。第三項において同じ。)内に次に掲げる 名称及び所在地 施設がある場合にあつては、これらの施設の 下に建設が予定されている施設又は地下に た不特定かつ多数の者が利用する施設(地 地下街等(地下街その他地下に設けられ

> 者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下 をいう。次条において同じ。)でその利用 必要があると認められるもの 難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る 者が利用すると見込まれるものを含む。) 建設中の施設であつて、不特定かつ多数の 「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避

る必要があると認められるもの 洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図 慮を要する者が利用する施設をいう。第十 五条の三において同じ。)でその利用者の 校、医療施設その他の主として防災上の配 要配慮者利用施設(社会福祉施設、

う。)でその洪水時等の浸水の防止を図る 掲げるものを除く。)であつて国土交通省 五条の四において「大規模工場等」とい 定める用途及び規模に該当するもの(第十 令で定める基準を参酌して市町村の条例で 必要があると認められるもの 大規模な工場その他の施設(イ又はロに

市町村防災会議は、前項の規定により市町村保を図るために必要な事項 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確

該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を を定めるときは、当該市町村地域防災計画にお 定めるものとする。 いて、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所 施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組 有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定 により自衛水防組織が置かれたときは、当該 次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員 予定されている施設及び地下に建設中の施設 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が 当該施設の所有者又は管理者及び

施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組 有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定 により自衛水防組織が置かれたときは、当該 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所

3 村地域防災計画において定められた第一項各号 五条の十一において「住民等」という。)に周 に掲げる事項を住民、 は、国土交通省令で定めるところにより、市町 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長 滞在者その他の者(第十

る区域をその区域に含む市町村にあつては、そ 知させるため、これらの事項(次の各号に掲げ れぞれ当該各号に定める事項を含む。) を記載 した印刷物の配布その他の必要な措置を講じな ればならない。

条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五 五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区 対策の推進に関する法律(平成十二年法律第 津波防災地域づくりに関する法律第五十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 同法第八条第三項に規定する事項

止のための措置に関する計画の作成等) (地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防 条に規定する事項

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地 るために必要な訓練その他の措置に関する計画 当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅 同して、国土交通省令で定めるところにより、 を作成しなければならない。 速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共 域防災計画にその名称及び所在地を定められた

2 者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著 配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用 の意見を聴くよう努めるものとする。 は、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者 に規定する計画を作成しようとする場合におい て、当該地下街等と連続する施設であつてその 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項 い支障を及ぼすおそれのあるものがあるとき

3 く、これを市町村長に報告するとともに、 項に規定する計画を作成したときは、遅滞な しなければならない。 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、 公表 同

4 更について準用する。 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変

5 災計画にその名称及び所在地を定められた連続 ときは、前条第一項の規定により市町村地域防 よう勧告をすることができる。 等の浸水の防止を図るため必要があると認める する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対 水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時 し、第一項に規定する計画を共同して作成する 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪

6 管理者が同項に規定する計画を作成していない 場合において、 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は 当該地下街等の利用者の洪水時

必要な指示をすることができる。 浸水の防止を図るため必要があると認めるとき 等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の は、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、

は、その旨を公表することができる。 第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当 な理由がなく、その指示に従わなかつたとき 第一項の地下街等(地下に建設が予定されて 市町村長は、前項の規定による指示を受けた

9 この条において同じ。) の所有者又は管理者は、 めの訓練を行わなければならない。 速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のた 項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅 同項に規定する計画で定めるところにより、同 いる施設及び地下に建設中の施設を除く。以下 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、 玉

10 遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他 項の規定により自衛水防組織を置いたときは、 防組織を置かなければならない。 の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水 街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難 土交通省令で定めるところにより、同項の地下 なければならない。当該事項を変更したとき 国土交通省令で定める事項を市町村長に報告し 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、

めの措置に関する計画の作成等) (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保の も、同様とする。

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市 の措置に関する計画を作成しなければならな 速な避難の確保を図るために必要な訓練その他慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅 国土交通省令で定めるところにより、当該要配 村地域防災計画にその名称及び所在地を定めら れた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、

2 らない。これを変更したときも、同様とする。 保を図るため必要があると認めるときは、 有者又は管理者が同項に規定する計画を作成し 遅滞なく、これを市町村長に報告しなければな は、同項の規定による計画を作成したときは、 必要な指示をすることができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対 の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確 ていない場合において、当該要配慮者利用施設 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者

第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者 たときは、その旨を公表することができる。 市町村長は、前項の規定による指示を受けた 正当な理由がなく、その指示に従わなかつ

5 行うとともに、その結果を市町村長に報告しな 等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を 者は、同項に規定する計画で定めるところによ 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理 ればならない。 同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時

の確保を図るために必要な助言又は勧告をする ことができる。 施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難 の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用 告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設 市町村長は、第二項又は前項の規定により報

者は、前項の規定により自衛水防組織を置いた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理 置くよう努めなければならない。 者は、国土交通省令で定めるところにより、同第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理 滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を 項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円

その他の国土交通省令で定める事項を市町村長 たときも、同様とする。 に報告しなければならない。当該事項を変更し ときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員 (大規模工場等における浸水の防止のための措

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町 場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要 努めなければならない。 等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう 練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時 規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓 ともに、当該計画で定めるところにより当該大 な訓練その他の措置に関する計画を作成すると 交通省令で定めるところにより、当該大規模工 れた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土 村地域防災計画にその名称及び所在地を定めら 3 2

令で定める事項を市町村長に報告しなければな らない。当該計画又は当該事項を変更したとき 当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省 組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は 同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、 4 る公示によってその効力を生ずる

(市町村防災会議の協議会が設置されている場 合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、 計画」と読み替えるものとする。 三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五 災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項 災による被害の軽減を図るため市町村防災会議 災害対策基本法第十七条第一項の規定により水 防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災 条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域 「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第 同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは 互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規 村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相 防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防 害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村 る」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災 る。この場合において、第十五条第一項中「市 の協議会が設置されている場合について準用す (浸水被害軽減地区の指定等) 定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、 しない市町村にあつては、当該市町村の長とす

(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域 減地区として指定することができる。 する効用があると認められるものを浸水被害軽 地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制 れに類するものとして国土交通省令で定める土 帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこ 区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の 河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川

置に関する計画の作成等)

うとする区域をその区域に含む市町村の長の意 うとするときは、あらかじめ、当該指定をしよ 域内の土地の所有者の同意を得なければならな 見を聴くとともに、当該指定をしようとする区 水防管理者は、前項の規定による指定をしよ

るときは、国土交通省令で定めるところによ の土地の所有者に通知しなければならない。 り、当該浸水被害軽減地区を公示するととも に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内 に、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域 水防管理者は、第一項の規定による指定をす 第一項の規定による指定は、前項の規定によ

5 解除について準用する (標識の設置等) 前三項の規定は、第一項の規定による指定の

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定 減地区である旨を表示した標識を設けなければり、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽 合にあっては組合会の議決で定めるところによ 土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又 は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組 により浸水被害軽減地区を指定したときは、国 ならない。

3 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、 を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しく 標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の 何人も、第一項の規定により設けられた標識 管理者

4 損失を補償しなければならない。 より損失を受けた者に対して、時価によりその らない。 (行為の届出等) 水防管理団体は、第一項の規定による行為に

は除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはな

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地におい 害のため必要な応急措置として行う行為につい 令で定める事項を水防管理者に届け出なければ 為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災 ならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行 計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省 で定めるところにより、行為の種類、場所、設 に着手する日の三十日前までに、国土交通省令 を変更する行為をしようとする者は、当該行為 ては、この限りでない。 て土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状

2 をその区域に含む市町村の長に通知しなければり、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区 たときは、国土交通省令で定めるところによ ならない。 水防管理者は、前項の規定による届出を受け

2

に対して、必要な助言又は勧告をすることがで 必要があると認めるときは、当該届出をした者 する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため つた場合において、当該浸水被害軽減地区が有 水防管理者は、第一項の規定による届出があ

3

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又 は第十三条第一項の規定により指定した河川に

> ものとする。 協議を行うための協議会(以下この条において 組を総合的かつ一体的に推進するために必要な 濫した場合の水災による被害の軽減に資する取 ついて、想定最大規模降雨により当該河川が氾 「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織する

つて構成する。 大規模氾濫減災協議会は、 次に掲げる者をも

国土交通大臣

当該河川の存する都道府県の知事

当該河川の存する市町村の長

防管理団体の水防管理者 当該河川の存する区域をその区域に含む水

当該河川の河川管理者

気象台長、沖縄気象台長又は地方轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方 当該河川の存する区域の全部又は一部を管

t 他の国土交通大臣が必要と認める者 第三号の市町村に隣接する市町村の長その

3 V 員は、その協議の結果を尊重しなければならな 事項については、大規模氾濫減災協議会の構成 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた

協議会の運営に関し必要な事項は、 減災協議会が定める。 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災 大規模氾濫

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項 について、想定最大規模降雨により当該河川が又は第十三条第二項の規定により指定した河川 を組織することができる。 て「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。) 取組を総合的かつ一体的に推進するために必要 氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する な協議を行うための協議会(以下この条におい

る者をもつて構成する。 都道府県大規模氾濫減災協議会は、 次に掲げ

当該都道府県知事

当該河川の存する市町村の長

防管理団体の水防管理者 当該河川の存する区域をその区域に含む水

当該河川の河川管理者

五.

轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方 当該河川の存する区域の全部又は一部を管

六 他の当該都道府県知事が必要と認める者 第二号の市町村に隣接する市町村の長その

(予想される水災の危険の周知等) いて準用する前項」と読み替えるものとする。 合において、同項中「前三項」とあるのは、 規模氾濫減災協議会について準用する。この場 「次条第一項及び第二項並びに同条第三項にお 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大

その他の状況を把握するよう努めるとともに、該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深 より指定された河川を除く。)のうち、洪水時項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定に される水災の危険を住民等に周知させなければこれを把握したときは、当該河川において予想 要と認める河川について、過去の降雨により当 の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必 内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一 市町村長は、当該市町村の区域

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第 言その他の援助を行うものとする。 うとする市町村長に対し、必要な情報提供、助 水した地点、その水深その他の状況を把握しよ ようとする水防管理者及び前条の規定により浸 項の規定により浸水被害軽減地区の指定をし 2

団体に必要な協力を要請することができる。 八条の八第一項の規定により指定した河川協力 ため必要があると認めるときは、河川法第五十 河川管理者は、前項の規定による援助を行う

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮 ずるおそれがあると認めて指定したものについ岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生 あると認めて指定した河川、湖沼又は海岸につ た河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海 いて、都道府県知事は、国土交通大臣が指定し により国民経済上重大な損害を生ずるおそれが (水防警報) 水防警報をしなければならない。 2

をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道 府県知事に通知しなければならない。 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報

3 関係のある機関に通知しなければならない。 通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に ろにより、直ちにその警報事項又はその受けた けたときは、都道府県の水防計画で定めるとこ 報をしたとき、又は前項の規定により通知を受 都道府県知事は、第一項の規定により水防警

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の 定により河川、湖沼又は海岸を指定したとき その旨を公示しなければならない

> |第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられた (水防団及び消防機関の出動)

両が水防のため出動するときは、車両及び歩行 第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車 計画で定めるところにより、水防団及び消防機 上必要があると認めるときは、都道府県の水防 とき、水位が警戒水位に達したときその他水防 関を出動させ、又は出動の準備をさせなければ ならない。 (優先通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属 は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用は、水防上緊急の必要がある場所に赴くとき する者並びに水防管理者から委任を受けた者 者は、これに進路を譲らなければならない。 に供しない空地及び水面を通行することができ (緊急通行)

ければならない。 けた者に対し、時価によりその損失を補償しな 水防管理団体は、前項の規定により損失を受

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を 定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに 類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所におい 者に対して、その区域への立入りを禁止し、若 る者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の ることができる。 しくは制限し、又はその区域からの退去を命ず ては、水防団長、水防団員又は消防機関に属す 2

る。 は、同項に規定する者の職権を行うことができはこれらの者の要求があつたときは、警察官 若しくは消防機関に属する者がいないとき、又 前項の場所においては、水防団長、水防団員

(警察官の援助の要求)

|第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があ ると認めるときは、警察署長に対して、 の出動を求めることができる。 (応援) 警察官

(公用負担)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるとき できる。応援を求められた者は、できる限りそ 長若しくは消防長に対して応援を求めることが は、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村 の求めに応じなければならない。

2 応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する ものとする。 応援のため派遣された者は、水防については

3 ものとする。 は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する 第一項の規定による応援のために要する費用

4 が協議して定める。 該応援を求められた水防管理団体又は市町村と の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当 前項の規定により負担する費用の額及び負担

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関 者、又は水防の現場にある者をして水防に従事 きは、当該水防管理団体の区域内に居住する の長は、水防のためやむを得ない必要があると させることができる。 (居住者等の水防義務)

壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決 関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこ れを関係者に通報しなければならない。 (決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときに ん濫による被害が拡大しないように努めなけれ長及び水防協力団体の代表者は、できる限りは おいても、水防管理者、水防団長、消防機関の ばならない

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が ない。 最も迅速に行われるように協力しなければなら

がその事業の用に供する電気通信設備を優先的六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者 専用通信施設を使用することができる。設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の 受けた者は、水防上緊急を要する通信のため水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施 に、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、

は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長第二十八条 水防のため緊急の必要があるとき 排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害 くは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは 用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しは、水防の現場において、必要な土地を一時使 物を処分することができる。

2 ら委任を受けた者は、水防の現場において、 くは排水用機器を使用することができる。 材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若し 要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資 前項に規定する場合において、水防管理者 必

なければならない。 受けた者に対し、時価によりその損失を補償し 水防管理団体は、前二項の規定により損失を

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によ 知しなければならない。 避難のため立ち退くべきことを指示することが た都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認 められるときは、都道府県知事、その命を受け は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通 できる。水防管理者が指示をする場合において める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、 つて氾濫による著しい危険が切迫していると認

(知事の指示)

第三十条 長に対して指示をすることができる。 知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関 水防上緊急を要するときは、都道府県

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河 消防機関の長に対して指示をすることができ の水防上緊急を要するときは、国土交通大臣 で、公共の安全を保持するため特に重要なもの は、都道府県知事、 水防管理者、水防団長又は

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、 第四十三条の二において「特定緊急水防活動」 ときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び た場合において、水防上緊急を要すると認める 津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生し という。)を行うことができる。

る水防管理者にその旨を通知しなければならな 当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係 水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、 い。特定緊急水防活動を終了しようとするとき 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急 術を要する水防活動として政令で定めるもの 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技

3 水防活動を行う場合における第十九条、 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急 第二十

関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。 条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機 水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八 中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又 第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五 三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、 の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第 消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省 び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは 水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及 者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、 に属する者並びに水防管理者から委任を受けた 条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関 第二十八条の規定の適用については、第十九 第二十二条、第二十五条、第二十六条及 3 2 4

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防 なければならない。 消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行

(水防訓練)

を行うよう努めなければならない。 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練 (津波避難訓練への参加) 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法 が行われるときは、これに参加しなければなら 五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練 水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る

第四章 指定水防管理団体

(水防計画

第三十三条 るときは、これを変更しなければならない。 毎年水防計画に検討を加え、必要があると認め 府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定に 指定管理団体の水防管理者は、都道

規定する水防協議会をいう。以下この項におい 理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らな 市町村防災会議を設置する市町村である指定管 つ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する 当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かて同じ。)を設置する指定管理団体にあつては きは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に より水防計画を定め、又は変更しようとすると ればならない 3 4 2

3 ばならない。 なく、水防計画を都道府県知事に届け出なけれ その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞 により水防計画を定め、又は変更したときは、 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定

管理団体の水防計画について準用する。 (水防協議会) 第七条第二項から第四項までの規定は、 指定

|第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防 だし、水防事務組合及び水害予防組合について 管理団体に水防協議会を置くことができる。た は、これらに水防協議会を置くものとする。 に関し重要な事項を調査審議させるため、指定

係機関に対して意見を述べることができる。 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関

をもつて組織する。 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて 防に関係のある団体の代表者及び学識経験のあ じ、又は委嘱する。 充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水 る者のうちから指定管理団体の水防管理者が命

5 あつては組合会の議決で定める。 防事務組合にあつては条例で、水害予防組合に (水防団員の定員の基準) 水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体 る。 の水防団員の定員の基準を定めることができ

(水防協力団体の指定) 第五章 水防協力団体

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務 務所の所在地を公示しなければならない。 ときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事 る法人その他これに準ずるものとして国土交通 省令で定める団体を、その申請により、水防協 を適正かつ確実に行うことができると認められ 力団体として指定することができる。 水防管理者は、前項の規定による指定をした

ない。 め、その旨を水防管理者に届け出なければなら の所在地を変更しようとするときは、あらかじ 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所

ばならない たときは、当該届出に係る事項を公示しなけれ 水防管理者は、前項の規定による届出があつ

(水防協力団体の業務)

|第三十七条||水防協力団体は、次に掲げる業務を 行うものとする。 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監

視、警戒その他の水防活動に協力すること。 し、及び提供すること。 水防に必要な器具、資材又は設備を保管

三 水防に関する情報又は資料を収集し、 提供すること。 及び

Ŧi. ځ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこ 水防に関する調査研究を行うこと。

六

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う こと

(水防団等との連携)

|第三十八条||水防協力団体は、水防団及び水防を に掲げる業務を行わなければならない。 行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号

|第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲 る。 げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため 必要があると認めるときは、水防協力団体に対 (監督等) 、その業務に関し報告をさせることができ

2 ことを命ずることができる。 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべき 号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していな いと認めるときは、水防協力団体に対し、その 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各

3 よる命令に違反したときは、その指定を取り消 すことができる。 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定に

4 消したときは、その旨を公示しなければならな 水防管理者は、前項の規定により指定を取り

(情報の提供等)

第四十条国、都道府県及び水防管理団体は、 な情報の提供又は指導若しくは助言をするもの 防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要 とする。 水

(水防管理団体の費用負担) 第六章 費用の負担及び補助

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用 は、当該水防管理団体が負担するものとする。 (利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水 防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が

わらず、当該水防に要する費用の一部は、当該 著しく利益を受けるときは、前条の規定にかか 水防により著しく利益を受ける市町村が負担す

るものとする。

2 して定める の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該 水防により著しく利益を受ける市町村とが協 前項の規定により負担する費用の額及び負担

きる。 都道府県の知事にあつせんを申請することがで 水防管理団体又は市町村は、その区域の属する 前項の規定による協議が成立しないときは、

4 の都府県の知事と協議しなければならない。 水防管理団体又は市町村があるときは、当該 当事者のうちにその区域が他の都府県に属する づいてあつせんをしようとする場合において、 (都道府県の費用負担) 都道府県知事は、前項の規定による申請に基

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処 当該都道府県の負担とする。 理することとされている事務に要する費用は、

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により 費用は、国の負担とする。 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定によ (費用の補助)

り水防管理団体が負担する費用について、当該

2 ることができる。 範囲内において、当該都道府県に対して補助す 与える影響が重大なものの政令で定める水防施 流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に うち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は 団体に対して補助するときは、当該補助金額 設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の 水防管理団体に対して補助することができる。 国は、前項の規定により都道府県が水防管理

3 の三分の一に相当する額以内とする。 する金額は、当該水防施設の設置に要する費用 前項の規定により国が都道府県に対して補助

第七章 雑則

対する災害補償) (第二十四条の規定により水防に従事した者に

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事 傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事 したことによる負傷若しくは病気により死亡 した者が水防に従事したことにより死亡し、 負

原因によつて受ける損害を補償しなければならろにより、その者又はその者の遺族がこれらの (表彰) 予防組合にあつては組合会の議決で定めるとこ 町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害 水防管理団体は、政令で定める基準に従い、 若しくは障害の状態となつたときは、当該 市 2

第四十六条 通省令で定めるところにより、表彰を行うこと い功労があると認められるものに対し、国土交 の下に水防に従事した者で当該水防に関し著し 国土交通大臣は、 水防管理者の所轄

道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都 要な報告をさせることができる。

理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管 内における水防管理団体に対し、水防に関し必 させることができる。 水防管理団体に対し、 (勧告及び助言) 都道府県知事は、都道府県の区域内における 水防に関し必要な報告を

当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機 ことができる。 関に属する者をして必要な土地に立ち入らせる きは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は 防計画を作成するために必要があると認めると (資料の提出及び立入り) 都道府県知事又は水防管理者は、水

は、これを提示しなければならない。 す証票を携帯し、関係人の請求があつたとき 土地に立ち入る場合においては、その身分を示 防機関に属する者は、前項の規定により必要な (消防事務との調整) 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消

外の消防事務とが競合する場合の措置につい第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以 て、あらかじめ市町村長と協議しておかなけれ

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の 委任することができる その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に 権限は、国土交通省令で定めるところにより、

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水 又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十 防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、 万円以下の罰金に処する。

併科することができる。 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を

第五十三条 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処す制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月 第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは 第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者 は、三十万円以下の罰金に処する。 1

本文に規定する行為をした者 出をしないで、又は虚偽の届出をして、 第十五条の八第一項の規定に違反して、 第十五条の七第三項の規定に違反した者 同項 届

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者 に供する器具、資材又は設備を使用し、 みだりに水防管理団体の管理する水防の用 三十万円以下の罰金又は拘留に処する。 、 又 は

その正当な使用を妨げた者 第二十条第二項の規定に違反した者

要な勧告又は助言をすることができる。

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出 項の規定による立入りを拒み、妨げ、 は忌避した者 せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同 若しく

1 経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六十日を

1

2 年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定 河川とみなされた河川については、平成二十二 定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規 策の推進に関する法律の一部を改正する法律 び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 による浸水想定区域の指定をしなければならな 十三条第一項又は第二項の規定により指定した 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及

1

(施行期日)

3 ために必要な河川がはん濫した場合に浸水する の各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲 おそれがある土地の地形及び利用の状況その他 国は、平成十七年度から平成二十一年度まで 前項の浸水想定区域の指定をする

4 以内を補助することができる。 区域調査」という。) に要する費用の三分の 事項に関する調査(次項において「浸水想定

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 適正を確保するために必要があると認めるとき 推進に関する法律第四条第一項の規定による調 までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の 査の結果について、必要な報告を求めることが は、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土 できる。 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日

五 附 八 号) 抄 (昭和二七年七月三一日法律第1

する。 この法律は、昭和二十七年八月一日から施

0号) 附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六

(施行期日) 三号)

1 は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分 行の日から施行する。 同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件

この法律は、公布の日から施行する。 号) 則 (昭和三〇年七月一一日法律第六

この法律は、昭和三十一年七月一日から施 四一号) (昭和三一年六月一一日法律第一 抄

する。 〇五号) 則 抄 (昭和三二年五月一六日法律第一

えない範囲内において政令で定める日から施行 えない範囲内で政令で定める日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三月をこ この法律は、 附 号 則 (昭和三三年三月一五日法律第八 公布の日から起算して六月をこ

一三号) 則 抄(昭和三五年六月三〇日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和三十五年七月一日 から

(経過規定)

| 第三条 この法律の施行の際現にこの法律による に準ずる処分とみなす。 は消防庁においてした許可、認可その他これら 法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、 る処分は、この法律による改正後のそれぞれ 部においてした許可、認可その他これらに準ず 大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本 改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理 又

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正 後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自請、届出その他の行為は、この法律による改正 為とみなす。 他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行 治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その 若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対して 前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣 した許可、認可その他これらに準ずる処分の申

四号) 附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九

1 この法律は、 附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六 公布の日から施行する。

する。 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行 六 号)

八七号) 附 則 抄。《昭和五九年一二月二五日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六 昭和六十年四月一日から施

九附号訓 抄

(施行期日) この法律は、 昭和六十年十月一日から施行す

号 附 則 抄 (平成六年六月二九日法律第四

(施行期日) この法律中、 第一章の規定及び次項の規定

を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法 地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法 正規定の施行の日から施行する。

抄 (平成七年四月二一日法律第六九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 から施行 当該

災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十 四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第 第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務 から第七十四条までの改正規定、第二条及び 条第一項、第三章の章名、第三十三条第一 三条の規定 平成七年八月一日 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三 第四十七条、第四十八条及び第七十二条

第三条 この法律の施行 (附則第一条第一号の規 罰則の適用については、なお従前の例による。 定による施行をいう。)前にした行為に対する 則 (平成一一年七月一六日法律第八

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 2

分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 百二条の規定 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日 (不服申立てに関する経過措置)

他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 2 であった行政庁とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 規定については、当該各規定。以下この条及び の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 除き、この法律の施行の日以後における改正後 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 この法律の施行の日においてこれらの行為に係 されている許可等の申請その他の行為(以下こ 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 む。) の経過措置に関する規定に定めるものを のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも の条において「申請等の行為」という。)で、 の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に のそれぞれの法律の適用については、改正後の 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に 続がされていないものについては、この法律及

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に に引き続き上級行政庁があるものとみなして、ついては、施行日以後においても、当該処分庁 あったものについての同法による不服申立てに 1

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

(国等の事務)

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

(施行期日)

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ

第百六十四条 この附則に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任) (検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。ては、地方分権を推進する観点から検討を加 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、 必要な措置を講ずるものとする。

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

六 附号 則 則 (平成一三年六月一三日法律第四 抄

(施行期日)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

号) (平成一七年五月二日法律第三七

1

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条 の二の次に一条を加える改正規定は、 から施行する。 公布の日

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に 定により都道府県知事が指定した河川とみな 法」という。) 第十三条第一項の規定により 指定しているもの(専ら高潮による災害につい 第十条の六第一項の規定により都道府県知事が り国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第 第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定 よる改正前の水防法(以下「旧法」という。) 第一条の規定による改正後の水防法(以下「新 定するものを除く。)については、それぞれ、 は同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法 第二項に規定する指定区間内の一級河川若しく 定している河川以外の河川のうち河川法第九条 十条の二第一項の規定により都道府県知事が指 する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項 土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規 て水防を行うべきものとして都道府県知事が指 て同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定によ に規定する一級河川をいう。以下この条にお 十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定 している河川以外の河川のうち河川法(昭和三

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その 他の行為であって、新法の規定に相当の規定が 手続その他の行為とみなす。 あるものは、これらの規定によってした処分、

(政令への委任)

第四条 施行に関して必要な経過措置は、 前二条に定めるもののほか、この法律 政令で定め

号 則 (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

(施行期日) 五二号) 則 (平成二二年一一月二五日法律第 抄

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超 する。 この法律は、

四号) 附 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 公布の日から起算して二十

附 則 〇五号) (平成二三年八月三〇日法律第 抄

施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる 規定によりなお従前の例によることとされる場 る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

第八十二条 この附則に規定するもののほ の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関バ十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一二四号) 則 (平成二三年一二月一四日法律第

(施行期日)

律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の この法律は、津波防災地域づくりに関する法 から施行する。

則 (平成二五年六月一二日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 を超えない範囲内において政令で定める日から

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に て「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定による改正後の水防法(附則第六条におい よる改正前の水防法第三十六条第一項の規定に 規定により指定された水防協力団体とみなす。 より指定されている水防協力団体は、第一条の (罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 なお従前の例による。

施行に関し必要な経過措置は、 前三条に定めるもののほか、この法律の 政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し た場合において、新水防法及び新河川法の施行

> るときは、その結果に基づいて所要の措置を講 の状況について検討を加え、必要があると認め ずるものとする。

(平成二五年六月一四日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。

移行型地方独立行政法人の設 移行型地方独立行政法人の設

(罰則に関する経過措置) 正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改 正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六第六章の二 特定地方独立行政法人から一般 法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第 限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画 林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第 第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六 部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び 立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)/ に第十八条の規定 平成二十六年四月一日 一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並び の二の次に二条を加える改正規定中第百四十 和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条 条、第十四条(地方公務員等共済組合法 第四条、第六条第二項及び第三項、第十三 二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、 五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十 六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十 (建築基準法第七十九条第一項の改正規定に 十七条の二―第六十七条の七)/」に改める を「/第六章 立に伴う措置 (第五十九条―第六十七条)」 定(「第六章 第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規 五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十 昭

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 対する罰則の適用については、なお従前の例ににあっては、当該規定)の施行前にした行為に

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほ 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関すR十一条 この附則に規定するもののほか、この る経過措置を含む。)は、 政令で定める。

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)

附

則

た める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の 部を改正する法律(平成二十五年法律第三十 いずれか遅い日 五号)の施行の日又はこの法律の施行の日

(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第二十二条 この附則に定めるもののほか、この める。 則

一〇九号) (平成二六年一一月一九日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号) 則 抄 (平成二七年五月二〇日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以 定がされるまでの間は、この法律の施行の際現四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指 定された洪水浸水想定区域とみなす。 域は、新水防法第十四条第一項の規定により指 第一項の規定により指定されている浸水想定区 に第一条の規定による改正前の水防法第十四条 下この条において「新水防法」という。)第十

2 律第二十二号。以下この項において「改正法」 の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域 規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条 新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の ら第十五条の四までの規定の適用については、 れた浸水想定区域に対する新水防法第十五条か 防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法 定区域の指定があつたときは」とあるのは「水 の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想 という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあ 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなさ

(平成二五年六月二一日法律第五 同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法 と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、 同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号 又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において 「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは 四条第一項の規定により指定されている浸水想 改正法第一条の規定による改正前の水防法第十 るのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水 イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下 域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域 るのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区 同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあ 長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、 定区域(以下この条において単に「浸水想定区 「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」 域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条

びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とある項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並 第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六 のは「洪水時」とする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め (政令への委任)

号) 則 抄 (平成二九年五月一九日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して三月

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほ 行に関し必要な経過措置は、 (検討) 政令で定める。 か、この法律の

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し による改正後の規定の施行の状況について検討 た場合において、第一条から第三条までの規定

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 を加え、必要があると認めるときは、その結果 (令和三年五月一〇日法律第三〇

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から1一条 この法律は、公布の日から起算して一月

号) 抄 則 (令和三年五月一〇日法律第三一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の 改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改 条の三とし、同法第七条の次に一条を加える 三第二項」に改める部分に限る。)及び同法 一号の改正規定、同法第七条の二を同法第七 第二条の規定、 附則第三条の規定 公布の日 第五条中下水道法第六条第

> 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 丁片ら。こごし、欠の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施力を引

第五百九条の規定 公布の日

則 (令和五年五月三一日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 第六条の規定は、公布の日から施行する。 条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則 施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四 を超えない範囲内において政令で定める日から

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第 ととされる場合におけるこの法律の施行後にし 三条第二項の規定によりなお従前の例によるこ た行為に対する罰則の適用については、 (罰則に関する経過措置) なお従

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置第六条 附則第二条から前条までに定めるものの は、政令で定める。

前の例による。 (政令への委任)

1 (施行期日)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途と 結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす 検討を加え、必要があると認めるときは、その の規定について、その施行の状況等を勘案して して、この法律による改正後のそれぞれの法律

行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

(政令への委任)

い範囲内において政令で定める日

の規定

改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十 和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の

二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条

公布の日から起算して三月を超えな

規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二 く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の 画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除 規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計 中河川法第五十八条の十に一項を加える改正 第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条

十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭

置を含む。)は、政令で定める。

号 附 (令和四年六月一七日法律第六八

抄